

環境影響評価書

—東京都豊島地区清掃工場建設事業—

平成7年8月

東京都

1 総括

1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名 称：東京都 代表者 東京都知事 青島幸男

事務所所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称

東京都豊島地区清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所在地	東京都豊島区上池袋二丁目地内
	面積	約 12,000 m ²
	工事着工年度	平成7年度(予定)
	工場稼働年度	平成11年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ 400トン/日 (焼却炉 200トン/日・炉×2基)
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約 42m
	管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約 63m
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約 210m
その他	構内道路等	
関連工事	池袋大橋 アクセス工事	清掃車両搬出入路
	区道	区道整備

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設予定地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1 大気汚染	<p>工事中の二酸化窒素、一酸化炭素の将来予測濃度に対する影響割合は、建設機械排出ガスでは、それぞれ 14.63% 以下、12.54 % 以下であり、工事用車両では、それぞれ 2.25% 以下、0.12% 以下である。</p> <p>供用後の清掃工場煙突排出ガスによる二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀の長期平均値の将来予測濃度に占める影響割合はそれぞれ 0.30%、0.07%、0.05%、0.99%、1.62% 以下である。清掃車両等による二酸化窒素、一酸化炭素の将来予測濃度に対する影響割合は、それぞれ 1.06% 以下、0.13% 以下である。</p>
2 悪 臭	<p>清掃工場の稼働時において、敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、法及び条例に基づく規制基準を下回る。</p>
3 騒 音	<p>工事中の建設作業騒音は、勧告基準を下回る。</p> <p>工事中の道路交通騒音は、一般車両のみによる騒音レベルと比較して 0~1dB(A) 程度の増加である。</p> <p>工場の稼働騒音は、法及び条例に定める規制基準以下である。</p> <p>清掃車両等による道路交通騒音は、一般車両のみによる騒音レベルと比較して 0~1dB(A) 程度の増加である。</p>
4 振 動	<p>工事中の建設作業振動は、勧告基準を下回る。</p> <p>工事中の道路交通振動は、一般車両のみによる振動レベルと比較して 1 dB 程度の増加である。</p> <p>工場の稼働振動は、法及び条例に定める規制基準以下である。</p> <p>清掃車両等による道路交通振動は、一般車両のみによる振動レベルと比較してほとんど同じである。</p>
5 地盤沈下 及び 地形・地質	<p>工事に際しては、止水性の高い山留め壁を、難透水性の東京層及び江戸川層まで根入れすることにより、敷地周辺の地下水位の低下は少なく、地盤沈下は生じない。</p> <p>また、剛性の高い山留め壁と適切な支保工により、山留め壁の変位は軽微にとどまり、敷地周辺の地盤変形はほとんどない。</p> <p>地下水位及び流向についても、山留め壁の規模が小さく局所的であるため、変化はほとんどない。</p>
6 日照阻害	<p>清掃工場の建築物による日影時間は、法及び条例に定める基準を満たしている。</p> <p>また、清掃工場の建築物等による主要地点への日影の影響も少ない。</p>

予測・評価項目	評価の結論
7 電波障害	<p>予測結果で述べた地域にテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるため、共同受信施設等の電波障害改善対策を実施する。また、本事業の進捗に伴い障害が発生した場合も同様な対策を行う。</p> <p>なお、本事業により既存共聴地域内において新たに電波障害が発生した場合、並びに、電波障害が生じると予測された地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には同様な対策を実施する。</p>
8 風害	<p>清掃工場の建築物等により、風環境の評価の指標を超える地点はなく、風害の影響はほとんどない。</p>
9 景観	<p>工場棟及び管理棟は、近景域において視野に占める割合が大きいものの、丘や地層を連想させる層状の壁面とすることにより、両建物の一体感をかもしだし、また、管理棟高層部をガラスの壁面とすることにより、閉鎖感や量感は軽減され则认为。</p> <p>煙突の仰角は比較的大きいものの、煙突らしさのイメージを軽減する形状や色彩とすることにより、新たなランドマークとなる。また、高さの割に幅が小さいことから圧迫感は、軽減され则认为。</p>

1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1.5-1に示すとおりである。

表1.5-1 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
5.1 大気汚染		知事の意見により、以下の点について修正した。
5.1.2 予測		道路沿道のバックグラウンド濃度の推計方法を見直し、予測した。
5.8 風害		知事の意見により、以下の点について修正した。
5.8.1 現況調査	調査方法	風洞実験等による調査に変更した。
5.8.2 予測	予測方法	風洞実験による予測に変更した。